

四位下 清和天皇貞觀十一年十一月十九日壬申授相模國從四位下寒川神從四位上陽成天皇元慶八年九月二十一日戊寅授相模國從四位上寒川神正四位下
祭日 五月五日
社格 國幣中社
所在 宮山村(高座郡寒川村大字宮山)

有鹿神社

祭神
神位 清和天皇貞觀十一年十一月十九日壬申授相模國從五位下有鹿神從五位上
祭日 四月八日
社格 郷社
所在 上郷村河原口村入會地 (高座郡海老名村大字河原口入會地)

石楯尾神社

祭神
神位 文德天皇天安元年五月丙辰在相模國從五位下石楯尾神頂官社
祭日
社格
所在

特選神名牒

武藏國四十四座

本國二十二郡就中全二郡乃半三郡屬
東京府又三郡有半屬神奈川縣又全十
四郡及半二郡屬
埼玉縣等各管下

大一座

小四十二座

○荏原郡二座 並小○今東
京府管下

菫田神社

祭神
今按社傳祭神經津主命武内宿禰應神天皇荒木田興津彦とあるは總國風土記荏原郡菫田八幡云々所祭應神天皇也武内宿禰荒木田興津彦等也とみえたるに據れるものなれば信がたし此祭神も八幡と云よりの説なるべく荒木田は葛木の誤なるべし又按菫田諸本にヒエタとありされど總國風土記に菫田郷菫田神社とみえ和名抄に菫田郷あり三代實錄に菫田神と記し今所在の地名も菫田村なるを思ふに菫田は菫田の訛なること著し姑附て後考に備ふ
官社 清和天皇貞觀六年八月十四日戊辰詔以武藏國從五位下菫田神列官社

武藏國 荏原郡・都筑郡

今按注進狀に國人云エビナゴウチと唱ふる所の田中に穴あり穴に丸石あり毎年五月五日の祭に之を神輿に移し諸村を廻る是石楯尾神社なるべし又天保度地誌調に高座郡座間入谷村伊勢神社と云説あれど里俗は此社にあらずと云り又同村諏訪神社なりとも思はれず一説に津久井郡名訪神社とも云へど證ありとも同郡勝坂村羽里社大島村諏倉村三嶽權現あり舊社地は村の西北隅にて西は甲斐郡留郡に界し北は桂川に溯し西北とも巖石屹立して恰も楯の如く其形象山に非ず岡也仍て考ふるに石楯尾の尾は岡の義ならんと云り又同郡佐野川村大石明神是なりとも云り此二社上の數社に比すれば石楯尾の名に由縁あれど二村ともに愛甲郡に屬せし由なれば郡境今詳かならず姑附て後考に備ふ

祭日 一月八月十五日

社格 郷社
所在 北菫田村(荏原郡菫田村大字北菫田)

磐井神社

祭神 大己貴命

今按社傳祭神大己貴命の外に仲哀天皇仲姬命應神天皇神功皇后なりとあるは當社を八幡大神と云によりてのことと聞ゆれば此四座は後に祭れる神なること著し故今一座を記しつ
官社 清和天皇貞觀元年十月七日己丑武藏國從五位下磐井神列於官社

祭日 八月十四日十五日

社格

○都筑郡一座 小○今神奈川縣管下

杉山神社

祭神
神位 仁明天皇承和五年二月庚戌武藏國都筑郡粉山神社預之官幣以靈驗也十五年五月庚辰奉授武藏國無位杉山名神從五位下